

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成25年度の保険料のお支払いと
保険証（被保険者証）の一斉更新について

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります ■

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは、お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、町民健康課町民窓口グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区 分 Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区 分 Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
	・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は水色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成25年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 険 者	住 所 広城市連合町1丁目
氏 名	後 期 一 郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発 効 期 日	平成25年 8月 1日
有 効 期 限	平成26年 7月31日
適 用 区 分	区分Ⅱ
長期入院 該当年月日	平成25年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印 (朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

■ 医療費通知の発行を希望される方へ ■

被保険者のみなさまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月（平成25年1月～6月の医療費を対象）に行います。

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または町民健康課町民窓口グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合	町民健康課町民窓口グループ
住所 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階	電話 2-2453
電話 011-290-5601	

あたたかいご厚意 ありがとうございます

次の方々より、寄付がありました。
紙上をかりて厚くお礼申し上げます。
（敬称略）

長万部町社会福祉協議会へ

・安田 コト（新開町） 〈香典返しに替えて〉	50,000円
・白鳥 利男（大 町） 〈香典返しに替えて〉	50,000円
・小泉 利子（国 縫） 〈社会福祉資金に〉	20,000円
・匿名希望（平 里） 〈社会福祉資金に〉	2,000円

長万部長愛会・慈恵園へ

・荒井 雄逸（高砂町） 〈香典返しに替えて〉	50,000円
・佐藤 政明（中ノ沢） 〈香典返しに替えて〉	50,000円

災害に遭われました方々に心からお見舞い申し上げます

東日本大震災義援金

受付期間：平成26年3月31日まで

窓口及び募金箱 6月20日現在の義援金額 **3,529,523円**

◎受付窓口

生活環境課 ☎2-2454 長万部町社会福祉協議会 ☎2-4544
※税制上の優遇措置等を希望される場合は、窓口でお申し出ください。

◎募金箱設置場所 役場・町立病院・社会福祉協議会

あなたのお店や会社をご紹介します！

広報「おしゃまんべ」に広告を掲載しませんか？

広報「おしゃまんべ」では、有料広告の掲載を募集しています。
広報紙は長万部町内の全世帯に配布されますので、宣伝効果が期待できます。

1か月（1回）の掲載料は下記のとおりで、連続掲載や、指定月の掲載も可能です！

掲載をご希望される方は、お気軽にご相談ください！

- 掲載料は、4.5cm× 8.8cmで1回2,500円
4.5cm× 17.8cmで1回5,000円

【お問い合わせ先】 まちづくり新幹線課まちづくりグループ（☎2-2450）まで

■ 7月に保険料額をお知らせします ■

平成25年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{均 等 割} & + & \text{所 得 割} & = & \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} & & \text{【本人の所得に応じた額】} & & \text{（100円未満切り捨て）} \\ \hline 47,709円 & & \text{（平成24年中の所得－33万円）} \times 10.61\% & & \\ \hline \end{array}$$

○1年間の保険料の上限額は55万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

○所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

口座振替を希望される方は、下記までお問い合わせください。

●「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。

●税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
（年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります）

■ 保険証が新しくなります ■

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、ピンク色のものをご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民健康課町民窓口グループまでお申し出ください。

新しい保険証の色はピンク色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 険 者	住 所 広城市連合町1丁目
氏 名	広 域 太 郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成25年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印 (朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

●● 65歳以上の介護保険料 ●●

○平成25年度介護保険料の決定通知書は今月初めに送付します。

○保険料の通知書がお手元に届きましたら支払方法を確認しましょう。

○保険料の支払方法には特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収があります。

○特別徴収の方は直接納付する必要はありません。

○普通徴収の方は納付書により期限内に納入してください。

納付は便利な口座振替を

各郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で、介護保険料の口座振替ができます。

手続きは、保険料納入通知書・通帳・通帳使用印を持参の上、各金融機関または介護保険担当窓口で簡単に行えますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ（☎2-2453）

7月は社会を明るくする運動の強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止、犯罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

行動目標

- ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

長万部地区推進委員会では

- ・7月3日 14時40分から法務大臣、北海道知事メッセージの伝達式
- ・そ の 他 「ふれあい広場」でのP R活動や町内10か所への縦看板設置によるPR、各公共施設等へ啓発ポスターの掲示、駅横駐車場へ「のぼり」を設置するなどの活動を行います。